

京都

今小路常楽寺と越前との
関係について

松原 信之

(一) はじめに

幕藩体制下における宗教施策の一つは本末制度の確立とその維持安定にあつたといわれる。宗派を問わず、本山を頂点として中山・末寺・下寺・下道場とピラミッド型の序層は時には幾層にも及び、その下には寺請制度を通して百姓・町人などの被支配者階層がしっかりと把握されていたのである。

所が、真宗諸寺院においては本山との本末関係は強調されても、その中間に介在する中山寺院と下寺との本末関係が結ばれるに至った歴史的背景を記録として残している寺院はほとんどない。まして明治以降、末寺・下寺が中山・上寺を離脱して、本願寺の直末化してくると、かつての中山・上寺との本末関係を極力隠蔽し、また既に忘れ去られた寺院すら見られるのである。し

かし、現在も根強く残る家の宗教、即ち檀那寺との関係を知るためには、本山・中山・上寺・下寺・末寺といった序層関係を明らかにしなければならぬ。本稿では京都今小路常楽寺と越前諸末寺との関係を明らかにすることによって如上の問題を理解する一助にしたいと考えた次第である。

さて、常楽寺といえは、越前ではまず真宗高田派十二ヶ寺の一、加戸の常楽寺(坂井郡三国町)があり、又承応二年(一六五三)鯖江誠照寺と本寺を争って破れ、廃寺となつた河端の常楽寺(鯖江市)も著名である。

所で、越前真宗西派の寺院の本末関係を調べてみると、常楽寺を中山として、結ばれた末寺が何ヶ寺かあることに気がつく。即ち、この常楽寺は京都今小路常楽寺のことであり、かつては一門・連枝格寺院として、本願寺の宗勢拡張には少からざる影響力を及ぼした寺院であつた。

一体、京都にある西本願寺末寺の常楽寺が何故に越前に門末を有していたのだろうか。これがここに述べようとする課題なのである。結論を先に述べるならば、この常楽寺はかつて越前に居を占めていた時代が

あつたのである。常楽寺と越前門末との関係はここに始まると考えられる。

この常楽寺が越前に一時的にせよ住坊を占めていたという記録は常楽寺系譜にも、また越前側の記録にも具体的に残ってはいない。しかし断片的な史料を綴ってみると、越前と常楽寺との歴史的關係が明らかとなってくる。しかもその時期が天正一向一揆の前後に当たり、この事実によって越前に散在する常楽寺門末の分布の説明がつく。

要するに、寛永期に確立したといわれる幕藩体制下の本末制度の基盤は既にこの時期にまで、その淵源を求めることが出来るのである。かつて本願寺中興蓮如が多数の子女を有力寺院に配して、その教線を弘めていった様に本山の権威に弱い地方の門末寺院を、蓮枝格の有力寺院を橋頭堡として吸収統制してきた一例を看取できるのである。

(二) 常楽寺と正立寺

常楽寺開祖は本願寺第三世覚如の長子存覚である。存覚は父覚如とは疎遠の仲で二度にわたって義絶を受け、ために長子でありながら本願寺の留守職は譲渡されなかつ

松原 京都今小路常楽寺と越前との関係について

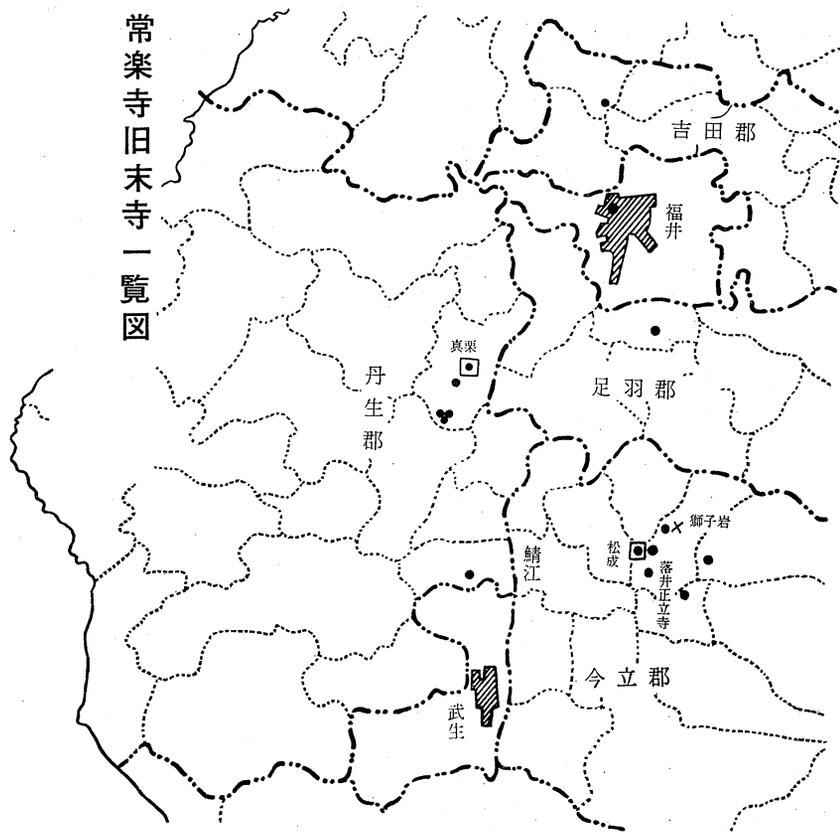
授寺文書)がある。八月廿日(天正二年)専修寺賢会より諸江殿に宛てた書状中「……鉢伏、西光寺・正蘭坊(家浜寺)・今小路(常楽寺)・照護寺(専修寺)・我等五人して相踏候。……」とある。即ち信長の攻勢を眼前にして鉢伏城の守備は一向一揆の五カ寺の将が当たっていたことを示すもので、この中の「今小路」とは明らかにこの常楽寺を指すものである。とすれば当時の住僧は先述の証賢に当たる。彼の死寂年は天正十七年(七十七才)のことであり、石山籠城中の顯証寺証淳(注1)・教行寺証誓・慈敬寺証智と共に常楽寺証賢の署名の見える雑賀門徒に宛てた書状(和歌山県蓮乗寺蔵)(注2)が残っているから、越前鉢伏城落城後、越前を脱出して石山に籠城したとも考えられるが、厳しい信長の詮索の目を逃れ得たかどうか疑問である。さて別に浮び上がってくるのは証賢の叔父、兼隆(賢心)である。兼隆は落井(鯖江市)の正立寺の開祖になっているが、正立寺の寺号を下附されたのは、その子隆恵(乗心)の代の慶長頃であるから、兼隆は当時まだ常楽寺兼隆と考えてよい。証賢の父、実乗(光恵)が天文三年、四十五才に

常楽寺旧末寺一覧表

寺院	所在地	寺号公称	備考
正立寺	鯖江市落井	慶長8.8. (顯如寺号) 〃 11.10.17 (木仏)	願主 乗心 乗正
満願寺	〃 松成	慶長10年以前	
教覚寺	〃 磯部	寛文4.7. (木仏)	
明光寺	〃 庄境	慶長11.8.16 (親鸞寺号) 寛永21.2.9 (木仏)	了勝
光常寺	〃 別司	寛永13.7.21 (蓮如寺号) 元禄2.8. (木仏)	道乗
浄願寺	〃 川島	延宝2.11.15 (木仏)	了永
真光寺	〃 上氏家	貞享元年 (寺号?)	
明厳寺	清水町在田	慶長9年(親鸞寺号カ?)	
浄宗寺	〃 〃	元和2.5.1 (蓮如寺号)	了恩
法満寺	〃 〃		寛政2.9.14 (呼寺号) 弘化3.冬(自庵御免)
覚永寺	〃 真栗	元和6.7. (木仏)	
万福寺	〃	寛永8.8.29 (紙寺号) 慶安3.3.29 (木仏)	久円
浄仏寺	福井市西山町	慶長11年の北庄古図に寺号あり	
光福寺	〃 中角	慶長13.9.3 (親鸞寺号) 万治3.12.12 (木仏)	順幸 幸正
安楽寺	足羽町 勤生田	宝永7.3. (木仏)	

松原 京都今小路常楽寺と越前との関係について

松原 京都今小路常楽寺と越前との関係について



して死寂すると、若い証賢を補佐したのが、この兼隆であろう。

地図を参照すれば明らかかな様に常楽寺末寺は丹生郡の一部の外に今立郡（現在は鯖江市域）に多い。恐らく、越前に来住して教化に当たったのが、この兼隆で、これによって帰入した門徒と考えられる。そしてこれらの門徒を随えて鉢伏城の守備に当たったのであろう。

正立寺記録によれば『開基兼隆ハ石山合戦ニ参加シ途中信長勢ニ追返サレ終ニ当郡磯部村獅子岩ト申ス所ニテ自殺シ相果テタル際、二代目乗心ハ捕虜トナリテ府中板屋ノ牢ニ継閉セラルル事約五年ナリシカ……』とあるが、これは後年、誤まって伝誦されたもので、年次の前後を失っている。つまり兼隆（恐らくその子隆恵も含めて）は富田長秀によって府中板屋の牢に一時幽閉されたが、天正二年二月の一向一揆の峰起によって救出され、その後信長の越前攻略に対しては一揆の将として鉢伏城に立籠り、その落城によって兼隆は追われ追われ今立郡磯部村の獅子カ岩に隠れ、ここで自刃して果てたと考える方が、恐らく史実に添うものであろう。兼隆の寂年月日は年

次を欠き霜月十一日としかないが、年次は
天正三年（一五七五）とすべきであろう。

さて、常楽寺証賢が天正十七年死寂する
と、その子顯惠（佐恵）は越前に住坊を移
していた様である。本願寺顯如宗主の死
後、文祿から慶長にかけては教如と准如と
の間で本願寺宗主権をめぐる争いに發展
し、東西分派のめまぐるしい状勢の中にあ
って、京都をさげ越前常楽寺門末を頼って
下向したものであろうか。当時越前にあつ
た兼隆の子隆恵（乗心）もその背後にあつ
て常楽寺顯惠を越前へ招いた一人かも知れ
ない。

常楽寺顯惠は准如に従って西派に属し
た。そして慶長十年（一六〇五）越前松成
村（現在鯖江市松成町）にて木仏を下附さ
れている。

木仏之留一（竜谷大学所蔵）

釈准如——

慶長十年乙巳八月二十一日

願主常楽寺釈顯惠

右之木仏者越前国今北郡松成村顯

惠依望如此也

一方隆恵は慶長八年（一六〇三）八月、

顯如上人影像の下附と同時に正立寺の寺号

松原 京都今小路常楽寺と越前との関係について

を賜わった。当然のことながら常楽寺門徒
として西派に属したのである。そしてその
子乗正の代に木仏を安置している。

木仏之留一（竜谷大学所蔵）

釈准如——

慶長十一年丙午十月十七日

願主正立寺釈乗正

右之木仏者常楽寺門徒越前閉今北

郡落井村正立寺依望如此也

この「木仏之留一」によって常楽寺顯惠が
越前に堂宇を建てて、木仏を安置したこと
は事実であるが、これ以外の越前における
足跡についてはわからない。そして慶長十
八年四月八日、顯惠は死寂している。京都
では莊麗な葬送が営まれたらしく、現在
竜谷大学図書館に「常楽寺顯惠葬札記」が
残されている。

顯惠には嗣子がなく、大和国吉野の願行

寺勝了の二男准賢が入寺し、本願寺准如の

第一女を内室に迎えて、常楽寺を継承して

いる。恐らくこれを契機に常楽寺は寺基を

越前から再び京都の現在の地に移したのも
であろう。

(三) 松成村満願寺

かつて常楽寺のあった松成村には現在満

願寺が寺基を占めている。

本願寺釈准如

慶長十年乙巳七月十日

方便法身尊形 常楽寺門徒満願寺下

越前国今北郡原村

願主釈了空

満願寺には以上の様な方便法身尊形があ
り、これによれば既に慶長十年常楽寺門徒
として満願寺の寺号を公称していたことが
わかる。しかし当寺の記録では常楽寺との
関係は何等触れていないし、勿論、松成村
に常楽寺のあったことも記録されていな
い。但し当寺には寛文十二年（一六七二）
木仏尊像を常楽寺より譲請けた時の書状が
ある。

端書無之

「木仏尊像常楽寺殿与「此度其方江譲給

候「通御門跡様江申「上候然処御袍後

其「上御取込之儀之故「御札先御判ニ

被成「御免候間難有可被存候「年月月

日国郡村寺号「法名之儀者重而可染「

御筆候為其如斯候也

下間少進法眼

寛文十二年

花押

九月晦日

松原 京都今小路常楽寺と越前との関係について

常楽寺殿門徒越前国今北郡

東方松成村

満願寺 乗田

松成村に常楽寺があった頃は、満願寺は松成村の近隣、原村にあったと推定される。即ち、明治二年の宗旨改帳には原村満願寺とあるからである。現在も原村には満願寺持の道場が残っている。常楽寺が京都に移転して後は恐らく満願寺が常楽寺の堂宇、木仏その他を支配管理し、さらに後に至って、その寺跡を継承して原村より移転し、そのまま常楽寺の木仏を譲請けたものである。先記の譲受状がこの事実を裏付けるものである。

(四) 越中常願寺と越前との関係
富山県東砺波郡院林にある常願寺の開祖は常楽寺兼忠の三男賢勝で、先に述べた兼隆(正立寺祖)の弟に当たる。最初、越前国丹生郡真栗(清水町)に建立されたもので、真栗を姓としている。門徒分布図を見ると判かる様に真栗を中心に常楽寺門末が多いのはこの理由によるのである。

東京大学史料編纂所蔵の「瑞泉寺記録帳」所収の「善徳寺由来」によれば、この常楽寺は永正の頃国主朝倉氏によって越前を

追出され、越中へ逃れ来た寺院の中の一寺であるという。「常願寺 越前真栗」と加注されている。しかし系図から考えると、ささか世代、年代がそごして矛盾があるが、史料不足のため究明することは至難である。

現在丹生郡朝日町真栗にはこの常願寺から分寺したと伝えられる覚永寺があり、やはり常楽寺旧末寺であった。いずれにしても真栗を中心とした常楽寺門末の存在は越中常願寺を抜きにしては考えられない。

「大谷一流系図」では常願寺開基賢勝の一女、妙恵に常楽寺証賢の弟乗賢を配して二世としている。「常楽寺系譜」では越中城端の瑞泉寺兼鎮の真弟誓勝を養子として二世にし、乗賢は三世となっている。乗賢に次いで、勝順、誓玄と次第しているが、六世より十世までは不明である。しかも各世代いずれも「卒年月日不知」とある点、近世中期までの常願寺では住持が定かならず、空白期間の多々あったことが知られる。この様な中にも越前との関係は絶えることなく、明暦元年(一六五五)十月二十一日付の隠正立寺刑部卿乗正より中野町民部卿(乗正二男)宛の常願寺跡目譲

状が残っている。正立寺を隠居後、越中常願寺を継職した乗正は彼の二男、中野民部卿にこれを譲渡した。かくして常楽寺より分寺した正立寺と常願寺はその後もその住持職をめぐって関連を絶つことはできなかったのである。

(五) その他の寺院

以上の如く、常楽寺門末形成上、主要な位置を占めた正立寺、満願寺、越中常願寺の成立と、その関連を眺めて見た。越前における常楽寺旧末寺のすべてが本末の因縁をこの様な論述に求められるとは限らないが、鯖江市グループと清水町グループの諸寺院は少なく共、如上の説明が重要な要素となることは真違いない。

しかし川島の浄願寺の様に近世中期に入って他派より転派して常楽寺の系列に入つた例もある。即ち浄願寺は讃門徒の一本寺、横越の証城寺の道場であったが、本寺と出入が起つたため、延宝二年(一六七四)西本願寺派に帰属したものである。この転派に際してその取次役を引受けたのが落井の正立寺であったので、浄願寺はそのまま常楽寺門末に入つたものである。それ以来、木仏尊像を始め、本山から下附され

た御影等の裏書はすべて「常楽寺門徒正立寺下越前国今立郡川嶋村浄願寺」と記載されて、事実上正立寺末寺となった。この様な重層的な本末関係は以後、少門徒の浄願寺にとって経済的に非常に大きな負担であったらしい。

幕藩体制下では、本末序層の維持については厳しい統制が行なわれた。しかし鯖江に新しく鯖江藩が成立し、川島村がその藩領となり、享保六年（一七二一）領内に「寺社改」が行なわれると、どの様な手違いかからか、浄願寺は西本願寺直末寺として「改牒」に記載されてしまった。

これに気を強くした浄願寺は正立寺や常楽寺の干渉を排除して実質的にも直末化しようとして奔走した。これに対し正立寺は浄願寺の本宗への帰参の経過、正立寺の果たした役割を力説して本山に訴え、浄論にまで発展した。本山側は記録を吟味した結果、正立寺の申立通りではあったが、正立寺の本末は解消して常楽寺門徒として引上げ、間部藩に対しても寺社帳の本末関係の記載を改める様に訴えている。この結果はどの様になったかは不明であるが、少なくとも、

明治維新まで浄願寺が常楽寺末寺であったことは事実である。

最後に福井市中角の光福寺と同市西山町の浄仏寺について言及しておきたい。光福寺はもと真言宗で田谷村（現在福井市、旧川西町）にあった。天正兵乱後無住となっていた所へ常楽寺から善幸が入寺して現地に寺を移転し、同じく当時無住であった浄仏寺へは善幸の弟が入寺して寺を継承したという。善幸の子、了幸が慶長九年（一六〇四）に往生しているから、善幸兄弟は天正年代か、それ以前の住僧であろう。前記、鯖江及び清水グループと同様、中世末（注6）の一向一揆の時代に常楽寺の配下に入ったと想像され、その本末の由縁を伝える数少ない寺院である。

各寺院の系譜はそれ自体では、その寺の血脈や法脈を知るだけの無意味な存在として終わってしまう場合が多いが、歴史全体の中で位置づけを行い、そして相互に各寺流派系統の関係を求めることによって、実に新しい歴史的現象を見出すことがしばしばあることを最後に付記したいと思う。

（注1） 常楽寺系譜によると、八世純恵（証賢）は「天文十七年七月七日往生」となっており、九世佐恵（顕恵）は「天正十八年四月八日往生」となっている。しかし古文書によって証賢は天正年中、まだ存命であったし、顕恵も慶長十年木仏を下附されているから、慶長年代は存命中と考えられるべきである。系譜は後世に作成されたものであるから、恐らく作爲的に年号をずらしたものと想定していた。

折も折、竜谷大学図書館から「常楽寺顕恵葬礼記」が発見され、顕恵、慶長十八年四月八日往生」となっているから、系譜は明らかに年号「慶長」を「天正」とのみ、ずらして作成したことになる。従って純恵の往生も「天文」ではなく「天正」と年号だけを改めるのが正しいと思う。

（注2） 一向一揆の研究 井上鋭夫著

（注3） 万治二年 狛長吉与力并家頼宗旨改帳

（注4） 越中常願寺を継職した中野民部卿はその後府中（武生市末広町）養徳寺善恵の養子として転住してしまったので、この譲状は現在養徳寺に伝来している。

（注5） 落井正立寺文書

（注6） 中角光福寺由緒記——幸誓（享保六年死）記述

（福井県立丸岡高等学校教諭）